

周南市高齢者プラン「第１１次老人保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」策定支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、周南市高齢者プラン「第１１次老人保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」策定支援業務(以下「本業務」という。)の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市高齢者プラン「第１１次老人保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」策定支援業務

(2) 業務の目的

別添の周南市高齢者プラン「第１１次老人保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」策定支援業務仕様書のとおり

(3) 業務内容

別添の周南市高齢者プラン「第１１次老人保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画」策定支援業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

(5) 履行場所

周南市内

(6) 業務に要する費用(提案上限額)

金 5,030,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。なお、見積額が上限額を上回る場合は、プロポーザル評価の対象外とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和6・7年度「周南市競争入札参加資格者名簿(業務委託)」の(大分類)「4調査・研究(設計関係を除く)」の(小分類)「計画策定」に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者であることかつ受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 過去に高齢者福祉・障害者福祉・地域福祉などの福祉分野における市民の意識・ニーズ調査の業務委託及び計画策定等の支援業務の受託実績を有する者であること。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

①公告日

令和7年10月1日(水)

②公告方法

周南市ホームページ

③関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロードすること。また、福祉部高齢者支援課でも配布します。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

①提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び本市の契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

なお、履行実績調書（様式４）は、令和３年４月１日以降に地方自治体が発注した高齢者福祉や地域福祉などの福祉分野における計画策定業務又は計画改訂支援業務を令和７年３月３１日までに履行完了した実績を、契約金額（税込）の大きい順から最大５件まで、記載すること。

- ア 参加表明書（様式３）
- イ 履行実績調書（様式４）及び添付資料
- ウ 配置予定の業務責任者調書（様式５）
- エ 業務実施体制（様式６）
- オ 会社概要（任意様式、パンフレット等でも可）

②提出期限

令和７年１０月１６日（木） 午後５時必着

③提出場所

〒７４５－８６５５ 山口県周南市岐山通１丁目１番地

周南市 福祉部高齢者支援課

④提出方法

郵送、持参、電子メールのいずれかにより、提出すること。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても本市はその責を負わない。また、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。

※持参による場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで。

※電子メールの場合は、必ず電話により受信確認を行うこと。

⑤提出部数

提出書類 アからオの書類一式を1部

⑥プレゼンテーション及びヒアリング等の実施対象者の選定

応募者が4者以下の場合は全ての応募者をプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）実施対象者とする。

また、応募者が5者以上の場合は、書面審査により履行実績調書（様式4）の業務実績等の多い方から4者をプレゼンテーション等実施対象者とする。

⑦参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書（様式7）を送付する。

なお、この結果についての異議申し立ては、受け付けない。

5 質問の受付及び回答

（1）質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によることとし、電子メールにより提出すること。質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

（2）受付期間

令和7年10月1日（水）午前9時から令和7年10月16日（木）午後5時まで。（ただし、受信確認は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

（3）提出先メールアドレス及び受信確認先の電話番号

高齢者支援課 E-mail : koreishien@city.shunan.lg.jp

高齢者支援課 電話番号：0834 - 22 - 8467（ダイヤルイン）

（4）回答方法

令和7年10月20日（月）に、周南市ホームページに掲載する。

ただし、参加表明書の提出に関する質問は、質問受付期間中に適宜、電子メール又は電話で回答するほか、周南市ホームページに掲載する。

6 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書の作成については、過去の計画策定業務等で行った事例や企画提案者の人材やノウハウ、業務経験、強みを活用して、どのように計画策定支援が行えるのか、具体的に記載すること。

特に、現行計画等※を確認のうえ、本市の高齢者を取り巻く現状と課題、対応する取り組み（施策）等をもとに、想定される課題や問題点について、今後、どのような解決支援ができるのか、必ず記載をすること。

また、近年、全国的な課題となっている介護人材確保策について、他自治体の先進事例等を参考に、実現性のある提案をすること。

※周南市ホームページで公開している以下の資料を参照すること。

- ①周南市高齢者プラン「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」
- ②第5次周南市地域福祉計画策定に係るアンケート結果

(1) 提出書類及び部数

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

①企画提案書(様式8)

②企画提案書(任意様式) 正本1部、副本10部

ア 書類の規格はA4縦(必要な場合のみ横も可)、横書き、片とじ(ホッチキス留め)とする。ただし、資料の作成上、他の規格を利用した方が内容を確認しやすい場合はこれを認める。

イ 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

ウ 企画提案書は、別紙『周南市高齢者プラン「第11次老人保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」策定支援業務仕様書』を踏まえて、本業務に対する企画提案者の考え方、業務項目の実施方法や手法等を提案の基本として、提案趣旨を明確に示し、簡潔にまとめること。

エ 企画提案書には「8 評価基準及び配点」の【評価対象】に係る項目(「書面による審査」項目を除く。)について、必ず記載すること。

オ 企画提案の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容とするこ

と。

カ 提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、具体的で明確な企画提案書を作成すること。

キ 正本のみに企業名および代表者名の記載並びに代表者印を押印すること。

ク 副本には、企画提案者の会社名や企業ロゴ、ブランド名など企画提案者の特定や認識できるものを記載しないこと。

③見積書及び内訳書(任意様式)

業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。

なお、見積書には、作業項目や作業にかかる人数、業務項目ごとの費用等を記載した内訳書(様式任意)を添付すること。

(2)提出期間

令和7年10月21日(火)から令和7年11月5日(水)午後5時必着
(受付時間帯は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)

(3)提出場所

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
周南市役所 福祉部高齢者支援課

(4)提出方法(持参又は郵送)

持参による場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても本市はその責を負わない。また、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。

(5)提出部数

提出部数は、正本1部、副本10部とする。

なお、副本には、企画提案者の会社名や企業ロゴ、ブランド名など企画提案者の特定や認識できるものを記載しないこと。

7 選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加資格審査結果通知書(様式7)により、プレゼンテーション等の実施対象者に選定された者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立するものとする。

【実施日】 令和7年11月14日(金)午前9時30分から(予定)

【会場】 周南市役所 本庁舎4階 庁議室

※ただし、別途正式決定し、参加表明書に記載された電子メールにて通知する。

(2) 受託候補者の選定

① 評価会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「周南市高齢者プラン「第11次老人保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」策定支援業務プロポーザル評価会」が行う。

② 評価方法

評価は、業務遂行能力(企画提案者の履行実績・業務責任者の経験、業務実施体制)及び価格評価(見積金額)、企画提案能力等(プレゼンテーション・ヒアリング)を評価基準に基づき総合的に評価する。

ア プレゼンテーションは提出した書類に基づき実施すること。

イ プレゼンテーション等の説明は、原則として当該業務に専任従事する者が行うこと。(事業者の出席者は3名までとする。)

ウ 1者の持ち時間は30分以内(説明20分以内、質疑10分以内とする。なお、説明の際に器材を使用する場合、必要なスクリーンは本市で用意するが、パソコン等の器材は、事業者側で用意することとし、この場合、必ず事前に本市に連絡し、器材使用の承諾を得ること。

エ プレゼンテーション等においては、会社名が認識できるようなロゴや商品ブランド名などを掲出したり、口頭で説明したりしないこと。

また、企画提案書にない新たな提案や追加資料の提出は認めない。

③受託候補者の選定

評価者1人あたり100点満点、評価者7人による合計700点満点で、各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を受託候補者とする。

同点の場合は、本実施要領「8 評価基準及び配点」の(1)評価基準、③企画提案能力等の(ア)業務の趣旨や内容の理解、今期計画の理解、現状・課題への理解及び(イ)企画・提案内容の的確性・実現性・独創性の評価項目の評価点の合計が高い者を受託候補者とし、さらに当該評価点の合計が同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とする。

④最低基準点の設定

各評価者の評価点の合計点の6割を最低基準点として設定し、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の選定は行わない。

なお、企画提案者が1者の場合でも、当該プロポーザルは成立するものとする。

⑤選定結果

選定結果は、令和7年11月17日(月)以降、周南市ホームページで公表する。

また、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書(様式9)」を電子メール及び文書で送付する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

【選定結果の公表事項】

特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

8 評価基準及び配点

(1) 評価基準

評価項目・対象		評価方法・基準	配点
①業務遂行能力		書面による審査	配点20点
評価対象	事業者における同種業務の履行実績	過去に同種業務の履行実績があるか。 ・履行実績調書(様式4)の実績(件数)	10点
	業務責任者における同種業務の経験	同種業務の経験があるか。 ・配置予定の業務責任者調書	5点

		(様式5)の実績件数	
	業務実施体制	業務責任者以外に、複数の担当者を配置しているか。 (業務実施体制：様式6)	5点
② 価格評価		書面による審査	配点10点
評価対象	見積金額	見積金額が他の事業者に比べて安価であるか。	10点

(プレゼンテーション及びヒアリングによる審査)

③ 企画提案能力等		評価方法・基準	配点70点
評価対象	(ア) 業務の趣旨や内容の理解、今期計画の理解、現状・課題への理解	本業務の趣旨や内容を理解し、業務に対する基本的な考え方を示すとともに、本市の今期計画や高齢者を取り巻く現状・課題、対応する取り組み等を理解したうえで、課題に対する解決支援策等の提案ができたか。	15点
	(イ) 企画・提案内容的確性・実現性・独創性	提案内容について諸条件を踏まえた論理的な説明がなされているか。介護人材確保策について、先進事例や事業者が有する知見等を反映した具体的かつ実現可能な提案内容となっているか。また、企画提案について、事業者の知識や経験を活かした <u>創意工夫、アイデアが盛り込まれているか。</u>	15点
	(ウ) 業務分析的的確性・理解性	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施について、多くの方から回答が引き出せるような創意工夫があるか。調査結果について、圏域別、クロス集計、経年比較など、集計・分析の手法について提案されているか。介護サービス見込み量や介護保険料の推計については、今後の人口動態や施設整備等の見込みを勘案するなどの手法により、適切な提案がされているか。	10点
	(エ) 工程計画の妥当性	調査票の作成から計画書等の作成までのスケジュールは適切か。業務フローや工程等の実現性が高く、工程計画が柔軟か。	10点
	(オ) 企画提案書(計画書)の創意・工夫、見やすさ	創意工夫された計画書の構成イメージが提案されているか。 また、企画提案書(計画書)は見やすく、視覚的にわかりやすいレイアウトか。	10点

	(カ) プレゼンテーション等の能力	提案内容は明確な説明となっているか。聞き手が理解しやすい構成となっているか。 また、質疑に対する的確な回答ができたか。	10点
合計（配点）			100点

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーサルは、次のスケジュールで実施する。

①公募型プロポーザル実施公告	令和7年10月1日(水)
②実施要領等に関する質疑受付	令和7年10月1日(水)から 令和7年10月16日(木) 午後5時まで
③実施要領等に関する質疑回答	令和7年10月20日(月)
④参加表明書の提出期限	令和7年10月16日(木) 午後5時まで
⑤参加表明者の参加資格確認結果の通知	令和7年10月20日(月)
⑥企画提案書等の受付期間	令和7年10月21日(火)から 令和7年11月5日(水) 午後5時まで
⑦企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和7年11月14日(金)
⑧選定結果の通知	令和7年11月17日(月)予定
⑨業務委託契約の締結	令和7年12月1日(月)予定
⑩選定結果等の公表	令和7年12月8日(月)予定

10 契約(受託候補者特定後)

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則(平成15年周南市規則第51号)に基づいて契約を締結する。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

1.1 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーション等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模(提案上限額)を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできない。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認

めない。(市からの指示があった場合を除く。)

- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式10)により、担当部署へ届け出ること。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)に基づき公開することがある。

- ⑨ 企画提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑩ 評価の経緯・内容に関する問い合わせは、一切回答しない。
- ⑪ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑫ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

12 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

担当部署 周南市福祉部高齢者支援課

電話番号 0834-22-8467

FAX 番号 0834-22-8251

E-mail koreishien@city.shunan.lg.jp